

概要（事前分析表のポイント）

施策目標Ⅲ-5-1

労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

【概要】令和5年度事前分析表（施策目標Ⅲ-5-1）

基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標5：労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

施策目標1：労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

現 状 （ 背 景 ）

1. 労働保険の適用徴収制度の概要

《適用対象事業》

- 原則として労働者を一人でも使用する全ての事業に適用される（個人事業主を含む）。

《徴収方法》

- 原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付。1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出。

《労働保険事務組合制度》

- 中小零細事業主の事務負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。

2. 適正徴収（適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収すること）

- 納付期限までに保険料納付が行われない場合

《算定基礎調査》

未申告事業、保険料の過少申告など申告内容に疑義がある事業を調査し、職権により保険料額を決定

《督促》

期限までに納付されない場合督促状を送付し納入督促を実施

《滞納処分》

督促に応じない場合、滞納処分（差押等）を実施

- 令和3年度は2兆6,081億円を収納、収納率は99.0%となっている。
- 平成20年度以降の収納率の経年推移は、高水準を保ちながらより改善している（4頁）。

課題1

負担の公平性の確保、労働者のセーフティネットの確保等の観点から、労働保険料の未納を解消する必要

達成目標1

労働保険料の適正徴収

【測定指標】

1 労働保険料収納率
（アウトカム）

3. 適用促進（全ての適用事業に労働保険の成立手続をとらせること）

- 行政機関間の連携等により、未手続事業を把握。未手続事業に対しては、労働保険の成立手続を行うよう勧奨（外部委託も活用）。
- 令和3年度末時点の適用事業数は約341万事業。
- 中小零細企業を中心に未手続となっている事業が少なからず見受けられる状況。

課題2

労働保険制度の健全な運営、労働者のセーフティネットの確保等の観点から、労働保険の未手続を解消する必要

達成目標2

労働保険適用促進

【測定指標】

2 未手続事業対策により労働保険に加入した事業数
（アウトプット）

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について

1

施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。

（注1）課題の分析に漏れがあると、その後が続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。

達成目標について

2

課題に対応した達成目標を設定できているか。

3

施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。

（注2）達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。

測定指標、参考指標について

4

達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。

5

測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。

（注3）最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。

6

測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。

7

当該年度の目標値が記載されているか。

8

目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。

9

指標の入れ替えが行われている場合、その理由について説明されているか。

10

目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。

達成手段について

11

測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。

12

達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照

労働保険の適用及び徴収等

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称したものの。

保険給付は両保険制度で別個に行うが、保険の適用及び保険料の徴収については、原則的に、一体のものとして取り扱う。

【労働保険制度の現状】

保険料収入	2兆6,352億円(令和3年度)
保険料収納率	99.0%(令和3年度)

1 労働保険の適用

- 労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を使用する事業は、すべて適用事業(いわゆる全面適用)。
- 労働保険は、適用事業ごとに、労災保険及び雇用保険の両保険が一体となった労働保険の保険関係が成立するものとして、保険関係の成立、消滅等の適用事務を一元的に処理することが原則
ただし、建設の事業等については、労災保険及び雇用保険についてそれぞれ別個の事業とみなして、二元的に処理している。
なお、労災保険は個々の労働者に関する資格得喪手続はないが、雇用保険では個々の労働者についても資格得喪手続が必要。

2 労働保険料等の徴収

(1) 保険料の種類

① 一般保険料

1年間に支払われる賃金総額に一般保険料に係る保険料率(両保険に係る保険関係が成立している事業にあっては労災保険率と雇用保険率を加えた率、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては労災保険率、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては雇用保険率)を乗じて得た額

② 特別加入保険料

労災保険の特別加入者についての保険料

③ 印紙保険料

雇用保険の日雇い労働被保険者についての雇用保険印紙による保険料

④ 特例納付保険料

雇用保険の被保険者資格を2年を超えて遡及された者を雇用していた事業主において、保険関係成立届を提出していなかった場合に納付する、当該遡及された者に係る保険料

(2) 一般拠出金の徴収

石綿救済法に基く、救済給付の支給に要する費用に充てるための一般拠出金を労働保険料と併せて徴収している。

徴収された一般拠出金は、環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付する。

(3) 保険料等の負担

労災保険に関しては、全額事業主が負担。

雇用保険に関しては、失業給付に充てられる部分は労使折半、雇用保険二事業に充てられる部分は全額事業主が負担。

3 労働保険事務組合

労働保険の加入手続や保険料の申告・納付に係る中小零細事業主の事務負担の軽減を図るため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。

労働保険料収納率推移

